

東晋南朝の国制に関する研究

論文審査結果の要旨

本論文が解明しようとしたのは、従来の研究が未だ解明し得ていない、東晋南朝が中国の再統一、ひいてはその正統性の確立のために、いかなる国制を総合的構造的連関のもとに構築しようとしたのかという問題である。

第一編第一章「魏晋南朝の民爵賜与について」では、国制の根幹である徴兵制と密接な関わりをもつ民爵について検討している。従来の研究では、民爵は三国以降、ときおりにはしか賜与されなくなり、その効力も空に帰したとされていた。しかし、実際には劉宋孝武帝以降も民爵は数多く賜与されており、その頻度が漢よりも高いことを明らかにし、その動きが、兵戸制の衰退と孝武帝以降の徴兵制とに関連するとした。第二章「晋宋間の五等爵について」では、孝武帝期における民爵の賜与が、東晋中期以降の如何なる過程をへて行われるようになったのかについて解明するために、「五等爵」に注目し、劉宋の建国者である劉裕がその権力基盤の確立の一環として、北府の募兵に際し「五等爵」を賜与したことを明らかにし、それが劉宋孝武帝のとき以降、民爵の賜与へと移行したとする。第三章「劉宋孝武帝の戸籍制度改革について」では、兵役義務を課されていた兵戸と経済的負担を行っていた編戸の民との戸籍が一本化されたことを踏まえて、庶民男子に民爵が賜与されていったことを解明している。第四章「北魏孝文帝の姓族分定と民爵賜与について」では、劉宋孝武帝の戸籍制度改革が北魏にも影響を及ぼしていたと指摘する。

第二編第五章「東晋南朝の天下観について - 王畿、神州の理解をめぐって - 」では、江南政権における天下観の変化について解明し、そこに天下の中心を建康と考える者が数多くなってきたことを明らかにした。第六章「劉宋孝武帝の礼制改革について - 建康中心の天下観との関連からみた - 」では、王朝が明確に建康中心の天下観を主張するようになるのがいつ頃からなのかを追究し、それが第一編で考察した劉宋孝武帝の時期のことであることを明らかにしている

以上、本論文では、東晋南朝の正統性がどのように確立されていったかを、従来の研究が明らかにし得なかった爵制、天下観といった視角から解明しようとしたものであり、高く評価できる。

よって本調査委員会は、本論文の提出者が博士（文学）の学位を授与されるに十分な能力を持つものであると認めるものである。